

## 登記事項に関する届出（登記事項を変更・更正・抹消したとき）

代表役員は責任役員のうちの一であり、宗教法人を代表し、その事務を総理する者を言います。

代表役員が変更になった場合は、宗教法人法及び各宗教法人規則により選任し、法務局で登記の後、速やかに県知事に届け出る必要があります。（規則変更の手続は不要）

- ※ 届出に必要な書類
- (7) 代表役員変更届
  - (イ) 宗教法人登記事項証明書（登記後のもの）

### <宗教法人法>

第9条 宗教法人は、第7章の規定による登記をしたときは、遅滞なく、登記事項証明書を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

第53条 宗教法人において前条第2項各号に掲げる事項（下記の内容）に変更が生じたときは、2週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

### <第52条第2項各号の内容>

目的、名称、事務所の所在場所、包括する宗教団体がある場合にはその名称及び宗教法人非宗教法人の別、基本財産がある場合にはその総額、代表権を有する者の氏名・住所・資格、規則で境内建物若しくは境内地である不動産又は財産目録に掲げる宝物に係る第23条第1号に掲げる行為に関する事項を定めた場合にはその事項、規則で解散の事由を定めた場合にはその事由、公告の方法

年 月 日

福島県知事

事務所の所在地

宗教法人「 」

代表役員

電話番号

### 代表役員変更届

このたび、代表役員を変更し、宗教法人法第53条の規定による登記をいたしましたので、同法第9条の規定により、登記事項証明書を添えてお届けします。

### 記

- 1 旧代表役員名
- 2 新代表役員名
- 3 変更理由 辞任 死亡 任期満了 その他
- 4 変更登記年月日 年 月 日